

優良登録委員表彰要項

(目 的)

第1条 北海道におけるホルスタイン種牛登録の重要性に鑑み、登録の正確かつ迅速な事務処理の推進をはかるため、この要項により登録委員の表彰を行う。

(表 彰)

第2条 表彰は次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 日本ホルスタイン登録協会制定の登録委員規程により登録委員として委嘱を受け、10年程度経過したもの。
- (2) 血統登録、審査・検定等の申込において常に正確かつ迅速であるもの。
- (3) 地域酪農振興につとめ、その貢献が顕著であり、他の登録委員の模範となるもの。

(選考および決定)

第3条 表彰を受けるものの数は毎年度10名程度とする。

2. 表彰候補者は、関係農協連会長又は関係団体長などに推薦を依頼する。
3. 推薦されたものについては、北海道ホルスタイン農業協同組合において審査を行い決定する。

(賞)

第4条 表彰は賞状ならびに副賞を贈呈する。

(表彰期日)

第5条 表彰は毎年度1回行う。

2. 表彰の期日・場所については組合長が定める。

附 則

この要項は昭和50年12月15日より施行する。

平成 5年10月 1日改正

平成17年10月18日改正

平成21年 2月16日改正